

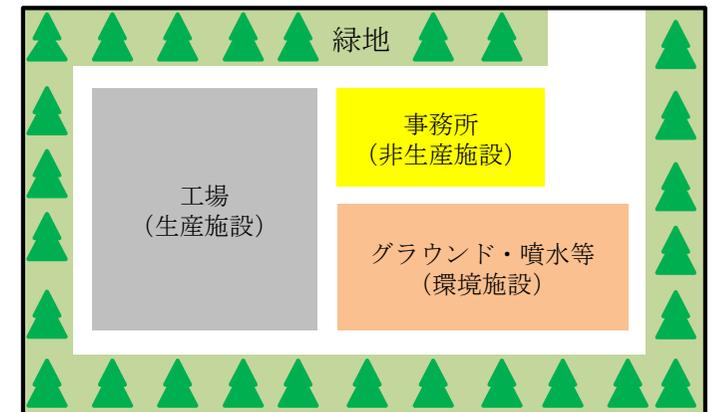
工場立地法の緑地面積等に関する特例措置について

- 工場立地法では、**製造業、電気・ガス熱供給業**を業種とした**敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場**を対象に、敷地面積に対する緑地等の面積率を規制（**環境施設：25%以上（うち、緑地20%以上）**）
- 市町村は、条例により、地域の実情に合わせ、国の定める範囲内において緑地及び環境施設の割合を独自に策定が可能
- 同意基本計画において、**重点促進区域を定めた市町村は、同区域内に工場立地特例対象区域を指定し、条例により、緑地面積率及び環境施設面積を、国の定める基準の範囲内で設定することが可能。**
- 本市の工業用地が不足する中、本措置を活用して緑地面積率等を緩和することで、工場敷地の有効活用による設備投資が促進され、既存立地企業の留置及び競争力強化に資する。

【旧】西条市における地域準則（基準値）

	準工業地域、産業居住地区及び別に定める指定区域	工業地域及び工業専用地域
環境施設面積率	15%以上	10%以上
うち、緑地面積率	10%以上	5%以上

※工場立地法による緑地等規制のイメージ



【生産施設面積】

物品の製造施設・加工修理施設が対象
 ・業種により敷地の30～65%以内（国が一律に制定）

【環境施設面積】

周辺地域の生活環境の保持に寄与するものが対象
 ・緑地も含め敷地面積の10～15%以上必要

【緑地面積】

樹木や地被植物が生育する土地が対象
 ・敷地面積の5～10%以上必要

地域未来投資法に基づく特例措置で国の定める基準

	甲種 (準工業地域)	乙種 (工業地域及び工業専用地域)	丙種 (乙種のうち、住民の日常生活の用に供する建物がない区域)
環境施設面積率	15%以上 25%未満	10%以上 25%未満	1%以上 15%未満
うち、緑地面積率	10%以上 20%未満	5%以上 20%未満	1%以上 10%未満

【新】特例措置を適用した新たな基準

	準工業地域、産業居住地区及び別に定める指定区域	工業地域	<u>工業専用地域</u>
環境施設面積率	15%以上	10%以上	<u>5%以上</u>
うち、緑地面積率	10%以上	5%以上	<u>3%以上</u>